

【議案第64号】

川崎市リサイクルコミュニティセンターの条例を廃止する  
条例の制定について

資料1 川崎市リサイクルコミュニティセンター条例を廃止する  
条例の制定について

資料2 川崎市リサイクルコミュニティセンター条例の廃止（概  
要）

## 議案第64号 川崎市リサイクルコミュニティセンター条例 を廃止する条例の制定について

川崎市リサイクルコミュニティセンター条例を廃止するため制定するもの

### 1 名称等

名 称	位 置
橘リサイクルコミュニティセンター	高津区新作1丁目20番3号

### 2 施行期日

令和5年4月1日から施行

## 川崎市リサイクルコミュニティセンター条例の廃止（概要）

### 1. 施設及び事業の概要

川崎市橘リサイクルコミュニティセンター（施設名）は市民による廃棄物の再利用及び再生利用に係る活動への支援並びに廃棄物に係る市民への環境学習を行うことにより、資源循環型社会の構築を推進し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、平成5年11月に設置された公の施設である。

施設の主な機能として、環境学習講座の開催や、環境活動を行う市民団体への会議室の提供、粗大ごみの中の再利用可能な家具類等を展示し抽選により市民へ無償譲渡する粗大リユース事業を行っている。

### 2. 廃止理由

橘リサイクルコミュニティセンターは、環境学習や粗大ごみのリユース等の場として利用されているところ、開館から28年が経過し、市の他の施設や民間企業における環境学習の機会の増加、民間企業によるリユース市場の活性化等の社会状況の変化のほか、当該施設における環境学習講座への参加者の減少等の利用状況等も踏まえ、必要な機能については他の施設等において取組みを推進することとし、橘リサイクルコミュニティセンターの指定管理期間が終了する令和4年度末をもって廃止するものである。

### 3. 施行期日

令和5年4月1日から施行

### 4. 経過措置

不要（公の施設を廃止するもので、施行日前後で適用関係の紛れは生じないため）

### 5. パブリックコメントの要否

令和3年11月26日から12月27日まで実施

### 6. 制定理由

「川崎市リサイクルコミュニティセンター条例を廃止するため、この条例を制定するものである。」